

令和6年度 下関市雇用対策協定に基づく事業計画の概要

下関市と山口労働局は「下関市雇用対策協定」を締結し、一体となって地域の雇用対策に取り組みます。

① 若者等の雇用対策

- 新規大学等卒業予定者向けのマッチング支援の共催
- 企業への新規学校卒業予定者の正社員採用枠の確保を共同要請
- 既卒3年以内の未就職者の新卒枠での応募機会の確保を共同要請
- ユースエール認定企業に係る制度の周知
- 市内企業の仕事の魅力発信による就職意識の醸成

② 女性の雇用対策

- 未就職の女性を対象とした就職説明会等の共催
- マザーズコーナー及びプラザ下関内の「女性活躍支援窓口」での相談による、保育関連サービスの情報提供及び就職支援の共同実施
- 子育て女性を対象とした再就職準備セミナーの共催
- 「次世代育成支援対策推進法」及び「女性活躍推進法」の周知・広報

③ 高年齢者の雇用対策

- 55歳以上の求職者を対象とした就職面接会の共催
- 65歳までの雇用確保(義務)、70歳までの就業確保(努力義務)に関する共同要請
- 下関市シルバー人材センターの就業支援を周知

④ 障害者等の雇用対策

- 障害者合同面接会の共催
- 障害者の福祉から雇用への移行を支援するための日常的な連携
- 下関市自立支援協議会における連携
- 障害者雇用率の引上げに対応した障害者の積極的な雇用確保に関する共同要請
- 精神障害者、発達障害者、難病患者の就労に向けた支援や出張相談の情報提供

⑤ 生活保護受給者等の雇用対策

- 生活保護受給者や生活困窮者等の就労支援を共同実施
- 平成27年5月19日に市と下関所との間で締結された「生活福祉・就労支援コーナーの生活保護受給者等就労自立促進事業に関する協定書」に基づく一体的実施事業の促進

⑥ 企業の人材確保・育成支援対策等

- 人材不足分野の人材確保や人材の育成・活用に向けた取組
- 人材の確保、育成を軸とした雇用関係助成金の周知
- 雇用調整を行う企業に対する迅速な雇用対策

⑦ 誘致企業等の人材確保対策

- 誘致企業の人材確保対策

令和 6 年度

下関市雇用対策協定に基づく事業計画

下関市・山口労働局

下関市雇用対策協定に基づく事業計画（令和6年度）

下関市雇用対策協定第2条に基づき、下関市（以下「市」という。）と山口労働局（以下「労働局」という。）が共通の事業目標の下、連携して推進する取組内容等を次のとおり定める。

◎令和6年度の取組み

少子高齢化・生産年齢人口の減少という下関市の構造的な課題がある中で、市民1人ひとりが豊かで生き生きと暮らせる社会を作るためには、成長と分配の好循環による持続可能な魅力がある下関市の実現が不可欠である。

このため、令和6年度においては、労働者の賃上げ支援、個人の主体的なキャリア形成の促進、多様な働き方の選択を支える環境整備等に着目した事業展開を図る。

1. 若者等の雇用対策

（1）現状と課題

下関市の人口は、247千人（15～34歳：41千人）（令和5年12月31日現在 下関市総務課集計）であり、2025年には約4.0%減少し238千人（15～34歳：38千人）と推計されている（国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』（令和5年10月推計））。このように人口減少が著しい下関市においては、本市産業を担う労働力の確保が重要な課題である。

このため、新規大学等卒業予定者の市内就職を促進し、産業を担う若年就業者を確保するため、市と労働局が連携して、市内就職を希望する学生と市内の魅力ある企業とのマッチングの場の創出や、就職関連情報の積極的な発信など若年者の就職に向けた支援を行うとともに、中学生、高校生等に市内での就職や多様な働き方についての意識を啓発するため、市内の高校・大学と交流を図りながら市内企業の魅力が体験できるキャリア教育を推進する。

（2）連携して推進する取組

ア 新規大学等卒業予定者向けのマッチング支援の共催

市内・県内及び県外進学者のうち、市内就職を希望する学生等を対象に、市と労働局の共催によるマッチング支援を実施し、市内就職を促進する。

イ 企業への新規学校卒業予定者の正社員採用枠の確保を共同要請

市と労働局の連名で、新規学校卒業予定者の正社員採用枠の確保について、企業へ要請する。

- ウ 既卒3年以内の未就職者の新卒枠での応募機会の確保を共同要請
市と労働局の連名で、既卒3年以内の未就職者の新卒枠での応募機会の確保について、企業へ要請する。
- エ ユースエール認定企業に係る制度の周知
市と労働局が共同で、若者の雇用管理が優良な中小企業（ユースエール認定企業）に係る制度の周知を図るとともに、該当企業の求人・求職のマッチングを支援する。
- オ 市内企業の仕事の魅力発信による就職意識の醸成
中高大学生等に加え保護者等も対象とした職業体験イベントを市と労働局の共催により開催する。

（3）目標

- 下関公共職業安定所（以下「下関所」という。）の紹介による若年者の就職件数
692件
- 下関所ハローワークプラザ下関の「新卒応援コーナー」利用者の就職件数
387件
- マッチング支援のためのイベント実施回数
30回

2. 女性の雇用対策

（1）現状と課題

我が国の女性の労働力率は、これまで結婚・出産期に当たる年代にいったん低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆる「M字カーブ」を描いていたが、令和4年においては、30～54歳の間は、概ね80%を超える高い率で推移している。また、令和4年における女性の非労働力人口2,610万人のうち161万人が就業を希望している（厚生労働省雇用環境・均等局『働く女性の実情』）。

下関市での女性人口（15～64歳）は66千人（令和5年12月31日現在 下関市総務課集計）であり、2025年においても62千人と推計されていることから（国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』（令和5年10月推計））、今後も全国と同様に多くの女性が就業を希望すると推測される。このため、働くことを希望する女性の雇用を拡大するための支援や再就職及び能力開発の支援など、女性の活躍を促進する支援の充実を目指す。

（2）連携して推進する取組

ア 未就職の女性を対象とした就職説明会等の共催

女性が活躍し、輝くことのできる機会を創出するために、結婚、出産、育児、介護などの事情で離職している女性に対して、市と労働局の共催による就職説明会等を開催し、再就職を促進する。

イ 下関所マザーズコーナー及びハローワークプラザ下関に設置の「女性活躍支援窓口」での相談による、保育関連サービスの情報提供及び就職支援の市との共同実施

市民の交流と子育て支援の拠点施設である「ふくふくこども館」においては、ハローワークプラザ下関内の「女性活躍支援窓口」に誘導しての職業相談を実施し、その相談情報をマザーズコーナーに提供する。実施にあたって、市は、保育所や子育て支援サービス等の情報を労働局へ定期的に提供し、労働局は、マザーズコーナーにおいて、担当者制による個々のニーズに応じた就職支援や保育関連サービスの情報提供を行う。

ウ 子育て女性を対象とした再就職準備セミナーの共催

子育てをしながら働くことを希望する女性に対して、市と労働局の共催による「再就職準備セミナー」を開催する。

エ 「次世代育成支援対策推進法」及び「女性活躍推進法」の周知・広報

市と労働局が共同で、「次世代育成支援対策推進法」及び「女性活躍推進法」の周知・広報を実施する。

(3) 目標

○下関所マザーズコーナー利用者の就職件数	458 件
○「子育て女性を対象とした再就職準備セミナー」等の開催件数、参加求職者数	2回、50人

3. 高年齢者の雇用対策

(1) 現状と課題

少子高齢化が急速に進行し、生産年齢人口の減少が見込まれる中、65歳以上の就業希望者は約200万人と推計される(総務省『就業構造基本調査』(令和4年))。下関市における高年齢者人口(65歳以上)は、90千人(令和5年12月31日現在 下関市総務課推計)と人口の約36.4%を占めている。このため、人生100年時代を見据え、労働力の確保及び高年齢者の生きがいづくりの観点から、働く意欲のある高年齢者がこれまでに培った能力や経験を活かし、生涯現役で活躍し続けられる環境を整え、高年齢者の就業に向け

た支援の充実を目指す。

(2) 連携して推進する取組

ア 55歳以上の求職者を対象とした就職面接会の共催

働く意欲のある高年齢者と企業の出会いの場を提供するため、市と労働局の共催による合同就職面接会を開催する。

イ 65歳までの雇用確保措置（義務）、70歳までの就業確保措置（努力義務）に関する共同要請

市と労働局の連名で、65歳までの雇用確保措置（義務）、70歳までの就業確保措置（努力義務）について、企業へ要請する。

ウ 下関市シルバー人材センターの就業支援を周知

求職者の多様な就業ニーズに対応するため、労働局は職業相談で訪れた高年齢者が、臨時的・短期的又は軽易な業務への就業を希望する場合、これらの業務に係る就業機会を提供する下関市シルバー人材センターを案内する。

また、市は下関市シルバー人材センターの活動及び会員確保等の取組についての広報に協力する。

(3) 目標

○下関所の紹介による高年齢者の就職件数	1303 件
○合同就職面接会の参加企業、参加求職者数	30 社 90 人

4. 障害者等の雇用対策

(1) 現状と課題

下関所管内の障害者実雇用率は2.32%（令和5年6月1日現在）で、法定雇用率（2.3%）をわずかに上回っているものの、全国平均の実雇用率2.33%は下回っている。

令和6年4月から障害者雇用率が2.5%、令和8年7月から2.7%と段階的に引き上がることに伴い、企業による障害者雇用を一層促進するためには、企業が障害者の就労への理解を深め、障害特性に応じた受入体制を整えるとともに、採用後の職場定着支援に取り組むことが重要である。

また、障害者が住み慣れた地域で安心して安定した職業生活をおくるために、関係機関と連携しながら、障害特性に応じたきめ細かな支援を継続的に行う必要がある。

さらに、就労を希望する障害者が就職し働き続けるためには、就労のための準備から

定着まで一貫した支援を受けることが必要である。

このため、企業が障害者雇用への理解と認識を深め、障害のある求職者に対してより多くの就業機会を提供することを目指す。

(2) 連携して推進する取組

ア 障害者合同面接会の共催

企業と障害者の出会いの場を提供するために、市と労働局の共催による「障害者合同面接会」を開催する。

イ 障害者の福祉から雇用への移行を推進するための日常的な連携

障害者の福祉から雇用への移行を推進するため、市、労働局の担当者が実習、求人開拓、職場定着支援等を通して連携し、就労準備から職場定着までの一貫した支援を実施する。

ウ 下関市自立支援協議会における連携

下関市自立支援協議会就労部会において、市、労働局及び関係機関の担当者が定期的に集まり、事例検討、施設見学、講習を行うことにより課題の共有・解決を図る。

エ 障害者の積極的な雇用確保に関する共同要請

市と労働局の連名で、障害者の積極的な雇用確保について、企業へ要請する。

オ 精神障害者、発達障害者、難病患者の就労に向けた支援や出張相談の情報提供

就職を希望する精神障害者、発達障害者、難病患者に対し、特性を踏まえたきめ細やかな就労支援や特に発達障害等により就職活動に困難な課題を抱える学生等に対する就職準備から就職・定着までの一貫した支援及び在職中に難病を発症した患者の雇用継続等について総合的な支援を行うため、労働局に配置されている「発達障害者雇用トータルセンター」及び「難病患者就職センター」による出張相談の窓口を設置し、発達障害者及び難病患者の就労に向けた支援や出張相談の情報提供を行う。

(3) 目標

○下関所の紹介による障害者の就職件数 199 件

○障害者合同面接会の参加企業、参加求職者数（障害者） 30 社、100 人

5. 生活保護受給者等の雇用対策

(1) 現状と課題

令和 5 年 3 月末での生活保護世帯数は 2,991 世帯、保護率は 14.28% で、全国の保護率

を下回っている。16歳以上65歳未満の稼働年齢層で、傷病や障害などの健康上の問題がなく、主に失業などを要因として生活保護を受給している「その他」世帯は、同時点で301世帯あり、全体の約10%を占める。

リーマンショックによる金融危機以降、本市の保護世帯数及び「その他」世帯数はいずれも平成27年度をピークに減少傾向にあるが、全国では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により保護率が上昇していることから、本市でも増加に転じると見込まれ、とりわけ「その他」世帯の割合が増加する可能性が高く、これらの対象者に対する能力開発、就労支援は引き続き重要な課題となる。

これに対応するため、平成27年5月19日に市と下関所との間で締結された「生活保護受給者等就労自立促進事業に関する協定書」に基づいて支援を強化していく必要があり、市と労働局の緊密な相互連携により、就労支援に関するワンストップ窓口の設置による生活保護受給者等の就職による経済的自立を目指す。

(2) 連携して推進する取組

ア 生活保護受給者や生活困窮者等の就労支援を共同実施

市と労働局は、生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住居確保給付金受給者及び生活困窮者、生活保護の相談・申請段階の者の就労支援を相互連携により実施する。支援にあたっては、福祉事務所就労支援員、こども家庭支援課自立支援員、生活サポートセンターや下関相談支援員が、下関所就職支援ナビゲーターと連携し、支援対象者の誘導・選定に係る協議、支援期間中の状況把握及び連絡調整を緊密に行う。

イ 平成27年5月19日に市と下関所との間で締結された「生活福祉・就労支援コーナーの生活保護受給者等就労自立促進事業に関する協定書」に基づく一体的実施事業の促進

市と労働局は、生活保護受給者等の就労支援に関するワンストップ窓口として、市福祉事務所内に「生活福祉・就労支援コーナー」を共同して設置・運営し、生活・就労の相談、担当者制による職業相談・職業紹介、求人情報の提供、職業訓練情報の提供を実施する。

(3) 目標

- 下関所における生活保護受給者等自立促進事業の支援対象者、支援対象者のうち
就職件数 支援対象者:210人、就職件数:144件

6. 下関市内企業の人才確保・育成支援等

(1) 現状と課題

下関市の労働力人口は、123,374人（令和2年10月1日）であり、平成22年10月1日と比較し、約9.8%減少している。

このように労働力人口減少が著しい下関市において、持続的な経済成長を確保するためには、市内企業を担う人材の確保、育成及び新規事業の促進支援は重要な課題である。

このため、市内企業への中途採用の支援、従業員への投資を促進するため、市と労働局が連携して、企業への伴走支援を実施するとともに、厚生労働省の各種助成金の周知、活用を推進する。

(2) 連携して推進する取組

ア 人手不足分野の人材確保に向けた取組

令和6年度から新たに取り組む「求人充足強化月間（仮称）」を中心に市と労働局は共催で、各種人材分野のセミナー及び面接会等を開催するとともに、人材不足分野の人材確保に努める。

また、ハローワーク下関は福祉分野や建設・運輸・警備分野など人材不足が深刻化している分野について「人材確保対策コーナー」を設置し、求人・求職のマッチング支援、雇用管理改善支援によって、人材確保対策を推進する。

イ 人材の育成・活用に向けた取組

リスキリングへの意識改革、理解促進に向けたセミナーを開催するとともに、意欲的に取り組む企業に対しては相談員を派遣し、企業課題の抽出や人材戦略等の策定などに継続的に取り組む体制づくりを支援する。

ウ 早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）の周知

中途採用者の雇用管理制度を整備して中途採用の拡大を検討している市内企業へ市と労働局の共催による助成金説明会を開催し、中途採用の拡大を図る。

エ 特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）の周知

ハローワーク等の紹介で就職が困難な方（60歳以上の方、母子家庭の母等、就職氷河期世代で不安定な雇用を繰り返す者等）を「採用」し、「訓練」を行い「賃金引上げ」を検討している市内企業へ市と労働局の共催による助成金説明会を開催し、「賃金引上げ」を推進していく。

オ 人材開発支援助成金（人への投資促進コース、事業展開等リスクリソース支援コース）の周知

新規事業の立ち上げなどの事業展開に伴い、事業主が雇用する従業員に対して新たな分野で必要となる知識及び技能等を習得させるための訓練計画を検討している市内企業へ市と労働局の共催による助成金説明会を開催し、市内企業の新規事業の促進を図っていく。

カ キャリアアップ助成金（社会保険適用時待遇改善コース）の周知

労働者本人負担分の保険料相当額の手当支給や賃上げなどにより、いわゆる「年収の壁」を意識せずに働く環境づくりを行う地元企業へ市と労働局の共催による助成金説明会を開催し、労働者の就業調整を抑制することにより人手不足の解消を図る。

キ その他の雇用関係助成金等の周知について

市やハローワークが窓口等で聴取した市内企業の要望等に基づき、厚生労働省で所管している助成金の内、ニーズの高い助成金を中心に説明会を開催し、市内企業の雇用の拡大、人材育成の促進等を行う。

ク 雇用調整等を行う企業に対する迅速な雇用対策

倒産、大量解雇及び退職勧奨などの雇用調整等を行う企業について、市と労働局が連携して情報共有化を図るとともに、雇用調整助成金や労働移動助成金の活用により、企業における雇用の維持や離職する労働者の再就職に向けた支援制度について周知、啓発を行う。

（3）目標

- | | |
|-------------------|--------|
| ○ 雇用関係助成金説明会の参加企業 | 1回、30社 |
| ○ リスクリソース事業への参加企業 | 30社 |

7. 誘致企業等の人材確保対策

（1）現状と課題

市では、雇用の場の創出と若者の人口流出による社会減を解決するため、企業誘致に取り組んでおり、進出を検討する企業へのインセンティブや立地環境の整備といった課題に対し、災害リスクや交通の利便性などの地理的優位性をPRするとともに、企業立地促進奨励金や地域経済牽引事業促進補助金、更には新たなオフィスの建設を促進するオフィスビル建設促進補助金などの支援制度の充実を図っている。

しかしながら、求人が求職を上回って推移している今日にあっては、誘致企業による人材確保が困難な状況になっており、今後の企業誘致活動に懸念が生ずる恐れもあることから、効果的・効率的な求職と求人のマッチングを推進する。

(2) 連携して推進する取組

ア 誘致企業の人材確保対策

市は、誘致企業等の新規雇用見込みについて労働局に情報提供し、労働局は当該企業への求人開拓や職業紹介を行うなど、市と労働局は連携して誘致企業等の人材確保を支援する。

令和6年度事業計画目標値一覧

連携項目	目 標		実績値					目標値 令和6年度	データ出所等
	項 目	説 明	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
1 若者等の雇用対策									
	☆下関所の紹介による若年者の就職件数	若年求職者の定義が40歳未満としていること。(40歳未満の年長フリーターを含む)	924件	840件	812件	748件	692件	692件(748件)	労働局
	☆下関所ハローワークプラザ下関の「新卒応援コーナー」利用者の就職件数	就職支援ナビゲーター(若年者)の支援による正社員就職件数	397件	406件	501件	456件	370件	387件(425件)	労働局
	☆「マッチング支援の実施による就職決定者」		24人	5人	5人	2人	10人		下関市
	☆マッチング支援のためのイベント実施回数	*令和6年度からの目標値。						30回	
2 女性の雇用対策									
	☆マザーズコーナー利用者の就職件数		501件	454件	468件	487件	458件	458件(487件)	労働局
	☆「子育て女性を対象とした再就職準備セミナー」開催件数、参加求職者		2回 43人	0回 0人	0回 0人	2回 44人	2回 75人	2回・50人 (2回・50人)	労働局
3 高年齢者の雇用対策									
	☆下関所の紹介による高年齢者の就職件数		1176件	988件	1096件	1202件	1303件	1303件(1,202件)	労働局
	☆合同就職面接会の参加企業、参加求職者 ^(注2)		31社 137人	18社 50人	0社 0人	17社 60人	20社 110人	30社 (30社) 90人 (90人)	下関市
4 障害者等の雇用対策									
	☆下関所の紹介による障害者の就職件数	前年実績以上を目指す。	186件	151件	163件	196件	199件	199件(196件)	労働局
	☆障害者合同面接会の参加企業、参加求職者(障害者)	※年1回の開催によるもの。	27社 82人	20社 55人	26社 53人	28社 50人	28社 36人	30社 (30社) 100人 (100人)	労働局
5 生活保護受給者等の雇用対策									
	☆下関所における生活保護受給者等自立促進事業の支援対象者、支援対象者のうち就職件数	※支援対象者は市からの送り出し人数	279人 162件	279人 165件	203人 165件	194人 133件	207人 145件	210人 (210人) 144件 (136件)	労働局
6 企業の人材確保・育成支援対策等									
	☆雇用関係助成金説明会の参加企業	令和5年度は「人材育成及び賃上げ支援等に係る助成金説明会の開催件数、参加者」として実施。					1回 17社	1回・30社 (1回・30社)	労働局
	☆リスクリソーシング事業への参加企業数	令和6年度から実施						30社	下関市

注1) 目標値の()は令和5年度の目標値です。

注2) 令和3年度「アクティビズニア合同面接会」は、「女性とシニアのための就職説明会」(You Tube配信へ変更)